

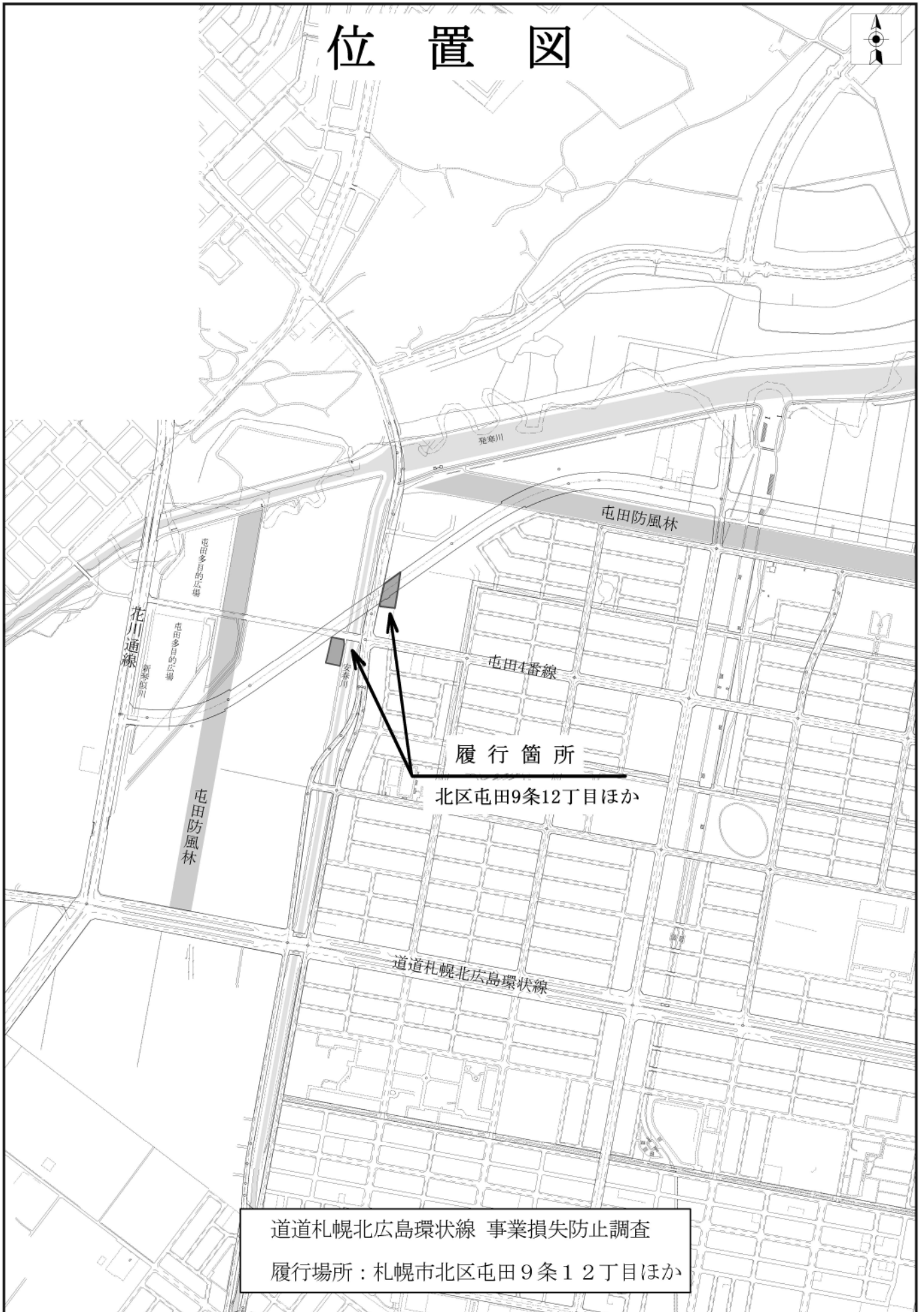
令和4年度施行

役務説明書

役務名 道道札幌北広島環状線 事業損失防止調査

札幌市建設局土木部

# 位置図



道道札幌北広島環状線 事業損失防止調査

履行場所：札幌市北区屯田9条12丁目ほか

役務名 道道札幌北広島環状線 事業損失防止調査

一金	総委託費	円
	設計委託費	円
内訳	消費税等相当額	円

役務説明

1 役務の概要

本調査は、今年度施工予定の社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田町849番4地先ほか）道路新設工事及び社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線仮称屯田高架橋（上部工）新設工事が環境に与える影響を検証するため、下記の環境調査を実施するものである。

- ・ 建物調査 5棟
- ・ 振動調査 2地点(1地点あたり3測点)×1回

2 履行場所

札幌市北区屯田9条12丁目ほか

3 履行期間

契約締結日から令和4年12月22日までとする。

4 図面

別添のとおり（1枚）

5 仕様書等

札幌市土木設計業務共通仕様書、「事業損失防止調査要領（別途配布）」、及び特記仕様書による。

なお、役務の実施に際して、疑義及び定めのない事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

6 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 役務日程表（役務履行計画書）
- (3) 主任技術者指定通知書及び経歴書

7 建物調査（事前）の調査日について

本業務の着手から7月下旬までの期間で調査する予定としているが、詳細に関しては監督員と協議するものとする。

8 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届
- (2) 仕様書等に定める書類

## 特記仕様書

## (1) 一般事項

- ① 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- ② 受託者は、すべての関係者と日程を調整したのち、調査実施計画書を提出すること。
- ③ 第1回打合せ及び成果品の納入時は主任技術者が立会うものとする。
- ④ 報告書のまとめ方については監督員の指示によるものとし、提出部数はA4版製本1部、電子データ2部とする。

## (2) 建物調査

## ① 調査対象家屋

今年度施工予定の社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線（屯田町849番4地先ほか）道路新設工事及び社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線仮称屯田高架橋（上部工）新設工事の影響範囲として考えられる家屋を対象として平面図に示す。

- ・ 木造建物 A（70～130㎡）～ 事前調査、事後調査 3棟
- ・ 木造建物 A（300～450㎡）～ 事前調査、事後調査 1棟
- ・ 木造建物 C（70～130㎡）～ 事前調査、事後調査 1棟

## ② 調査方法及び項目

- a) 所有者（居住者）の立会いを原則とする。調査、立会いの同意が得られない場合は、その理由を付して本市職員に報告し、指示を受けること。
- b) 建物調査員は補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第3条第1号に規定する補償業務の管理を掌る責任者の者として事業損失防止部門に登録を行っている者、又は、発注者がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者とする。
- c) 調査時は2名以上で行動し、服装・言動については所有者等の心証を害することのないよう注意すること。
- d) 調査項目は視察調査・平面調査・傾斜調査・土台高測定・亀裂調査・写真撮影・スケッチ等とし、工事との因果関係が把握できるように資料を作成すること。

## ③ 調査結果

調査結果については、次の内容を成果品調査資料集に記載する。

## a) 家屋調査票

家屋番号・所有者名・建物用途・建築概要・経過年数・調査面積・調査日を1棟ごとに記入した表を作成すること。

## b) 調査内容表

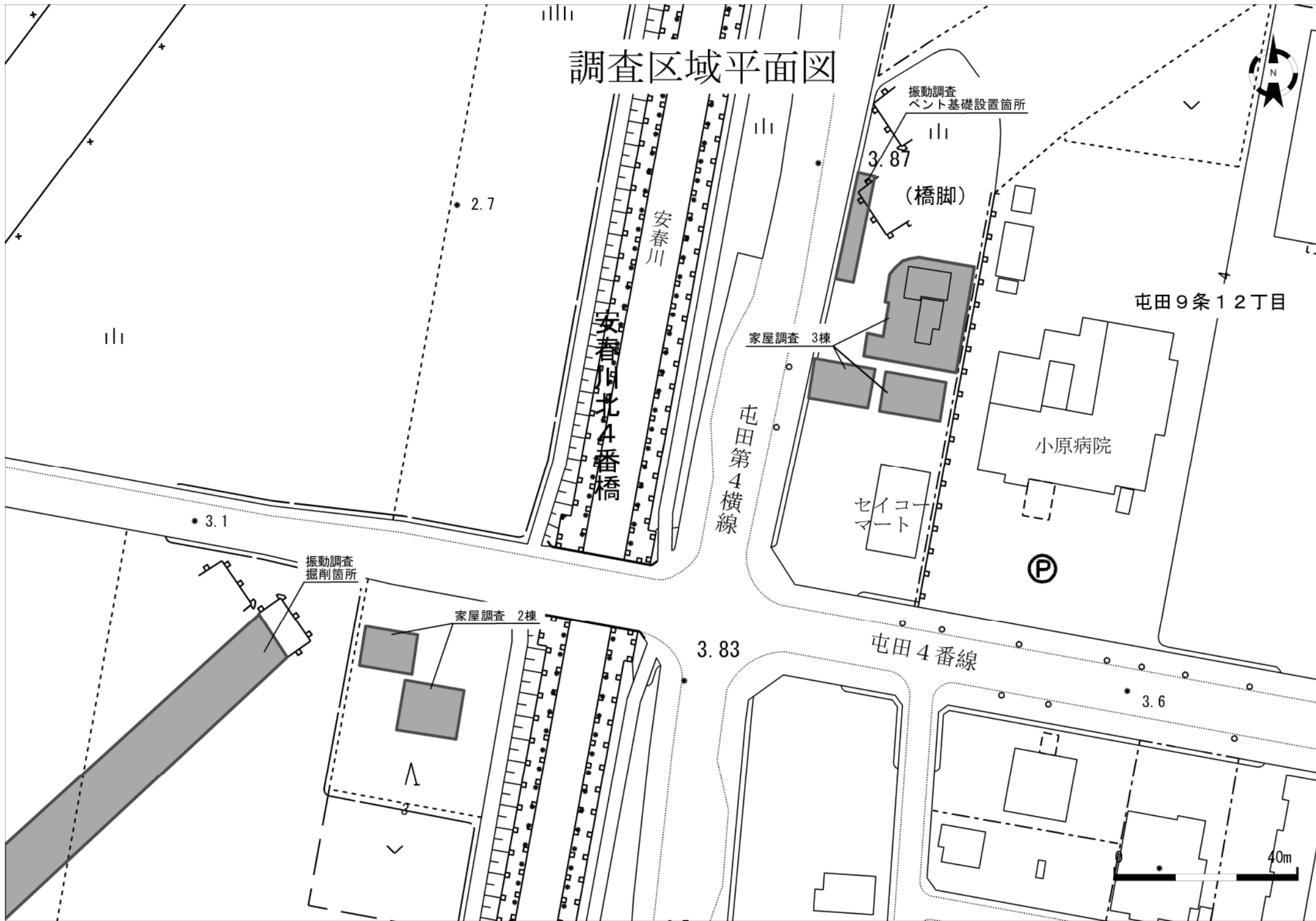
写真番号・撮影箇所・撮影内容・測定値を1棟ごとに記入した表を作成して、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。

## c) 家屋平面図

平面図を作成して、測定位置・写真撮影方向・傾斜測定位置・調査面積表・当該工事位置（方向）を1棟ごとに記入すること。

d) 家屋立面図
立面図を作成して、亀裂の状況をスケッチし、写真番号を記入すること。
e) 傾斜測定表
主要な柱・外壁・外溝等の傾斜値と各階の床の傾斜値を一棟ごとに記入した表を作成して、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。
f) 土台高測定表
基準点より測量した測定値を記入し、事前・事後確認調査の対比を行えるようにすること。 また、略図・基準高を記入すること。
g) 写真帳
写真の大きさはサービス版とし、一棟ごとに写真帳を作成すること。 また、写真帳は事前・事後確認調査とを対比して見やすいようにすること。
<b>(3) 振動調査</b>
① 調査地点（別添調査位置図(参考)を参照）
R橋A1橋台側： 1地点3測点 × 1回
R橋A2橋台側： 1地点3測点 × 1回
調査位置図に箇所を示すが、実際の計測箇所については監督員との協議により決定すること。 調査時間については、9時～17時を予定している。詳細は監督員と協議すること。
② 調査対象作業（各1回）
・場所打ち杭工
・掘削工
③ 調査回数
調査回数は対象作業ごとに1回（1日）とする。 また、工事の影響が少ない昼休み等を利用して暗振動を測定するものとする。
④ 調査員
調査員は計測業務に精通した者とし、測定精度を確保するため監督を配置すること。
⑤ 調査結果
調査結果は、振動調査総括表・距離減衰図・法規制との比較・周辺への影響評価等を取りまとめ、電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出する。

# 調査区域平面図



屯田9条12丁目

安春川

安春川北4番橋

屯田第4横線

振動調査  
ベント基礎設置箇所

3.87

(橋脚)

家屋調査 3棟

小原病院

セイコー  
マート

P

\* 3.1

振動調査  
掘削箇所

家屋調査 2棟

3.83

屯田4番線

\* 3.6

40m

## 別 記

### 「個人情報取扱注意事項」

#### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

#### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

#### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

#### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

#### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

令和4年度施行

業務委託設計書(見積参考)

業務名 道道札幌北広島環状線 事業損失防止調査

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和4年4月 単価適用

札幌市建設局土木部





## 建物調査業務費 内 訳 書

一 金 円

名 称	形 質	内 訳			第1号内訳書		
		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
打合せ協議		業務	1				単算1
現地踏査		業務	1				単算2
事前調査 屋外及び屋内調査	木造建物A 70㎡以上 130㎡未満	棟	3				単算3
事後調査 屋外及び屋内調査	木造建物A 70㎡以上 130㎡未満	棟	3				単算4
事前調査 屋外及び屋内調査	木造建物A 300㎡以上 450㎡未満	棟	1				単算5
事後調査 屋外及び屋内調査	木造建物A 300㎡以上 450㎡未満	棟	1				単算6
事前調査 屋外及び屋内調査	木造建物C 70㎡以上 130㎡未満	棟	1				単算7
事後調査 屋外及び屋内調査	木造建物C 70㎡以上 130㎡未満	棟	1				単算8
直接人件費計							
材料費等		式	1				単算9
交通費		式	1				単算10
直接経費計							
直接原価 計							
その他原価		式	1				単算11



## 単価算出調書 (建物)

細目	単位	単価	積算の基礎				NO	
打合せ協議	業務	円	主任技師	1.50	人/業務 ×	円/人 =	円/業務	1
			技師A	1.50	人/業務 ×	円/人 =	円/業務 P. 81	
			技師B	1.50	人/業務 ×	円/人 =	円/業務	
			合計				円/業務	
現地踏査	業務	円	技師A	0.44	人/業務 ×	円/人 =	円/棟	2
			技師B	0.44	人/業務 ×	円/人 =	円/棟 P. 81	
			技師C	0.44	人/業務 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事前調査 (屋外及び屋内) 木造建物A (70m2以上130m2未満)	棟	円	技師A	0.81	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	3
			技師B	0.77	人/棟 ×	円/人 =	円/棟 P. 82、83	
			技師C	1.39	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.27	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 (屋外及び屋内) 木造建物A (70m2以上130m2未満)	棟	円	技師A	0.76	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	4
			技師B	0.76	人/棟 ×	円/人 =	円/棟 P. 82、83	
			技師C	0.96	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.24	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事前調査 (屋外及び屋内) 木造建物A (300m2以上450m2未満)	棟	円	技師A	1.94	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	5
			技師B	1.84	人/棟 ×	円/人 =	円/棟 P. 82、83	
			技師C	3.33	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.64	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 (屋外及び屋内) 木造建物A (300m2以上450m2未満)	棟	円	技師A	1.82	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	6
			技師B	1.82	人/棟 ×	円/人 =	円/棟 P. 82、83	
			技師C	2.30	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.57	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事前調査 (屋外及び屋内) 木造建物C (70m2以上130m2未満)	棟	円	技師A	0.47	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	7
			技師B	0.50	人/棟 ×	円/人 =	円/棟 P. 82、83	
			技師C	0.84	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.22	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	
事後調査 (屋外及び屋内) 木造建物C (70m2以上130m2未満)	棟	円	技師A	0.50	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	8
			技師B	0.51	人/棟 ×	円/人 =	円/棟 P. 82、83	
			技師C	0.39	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			技術員	0.27	人/棟 ×	円/人 =	円/棟	
			合計				円/棟	



## 振動調査業務費 内 訳 書

一 金 円

名 称	形 質	内 訳			第2号内訳書		
		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
打 合 せ	中間打合せ1回	業務	1				単算1
現 地 踏 査		業務	1				単算2
実施計画書の作成		業務	1				単算3
監 督	8時間観測	日	2				単算4
現 地 準 備		箇所	2				単算5
現 地 測 定 ( 振 動 )	レベルレコーダ	日・測点	6				単算6
	8時間観測						
一 次 整 理 ( 振 動 )	振動レベル	資料	6				単算7
	8時間観測						
二 次 整 理 ( 振 動 )	8時間観測	箇所	2				単算8
後 片 付 け		箇所	2				単算9
直 接 人 件 費 計		式	1				
機 械 器 具 損 料	(レベルレコーダ 1ch)	日	2				単算10
機 械 器 具 損 料	(レベルレコーダ 2ch)	日	2				単算11
機 械 器 具 損 料	(振動レベル計)	日	6				単算12
機 械 経 費 計							

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	番 号
交通費		式	1				単算13
直接経費計							
直接業務費計							
諸経費		式	1				単算14
業務価格 小計							
報告書作成		業務	1				単算15
直接人件費計		式	1				
直接原価計							
その他原価		式	1				単算16
間接原価計		式	1				
業務原価		式	1				
一般管理費等		式	1				単算17
業務価格 小計							
振動調査業務費							

## 単価算出調書（振動調査）

細目	単位	単価	積算の基礎			NO	
打合せ (中間1回)	業務	円	測量技師	1.00	人/業務 × 円/人 = 円/業務	1	
			測量技師補	1.50	人/業務 × 円/人 = 円/業務		
			測量助手	0.50	人/業務 × 円/人 = 円/業務		
			小計		円/業務		
現地踏査	業務	円	測量技師	1.00	人/業務 × 円/人 = 円/業務	2	
			測量技師補	1.00	人/業務 × 円/人 = 円/業務		
			測量助手				円/業務
			小計		円/業務		
実施計画書の作成	業務	円	測量技師	1.00	人/業務 × 円/人 = 円/業務	3	
			測量技師補	1.00	人/業務 × 円/人 = 円/業務		
			測量助手				円/業務
			小計		円/業務		
監督 8時間観測	日	円	測量技師	1.00	人/日 × 円/人 = 円/日	4	
			測量技師補				円/日
			測量助手				円/日
			小計		円/日		
現地準備	箇所	円	測量技師補	0.50	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所	5	
			測量助手	0.50	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所		
			測量技師				円/箇所
			小計		円/箇所		
現地測定（振動） （レベルレコーダ） 8時間観測	日・測点	円	測量技師補	1.00	人/日・測点 × 円/人 = 円/日・測点	6	
			測量技師				円/日・測点
			測量助手				円/日・測点
			小計		円/日・測点		
一次整理 （振動レベル）	資料	円	測量技師補	0.50	人/資料 × 円/人 = 円/資料	7	
			測量助手	0.50	人/資料 × 円/人 = 円/資料		
			測量技師				円/資料
			小計		円/資料		
二次整理（振動）	箇所	円	測量技師	0.30	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所	8	
			測量技師補	0.50	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所		
			測量助手	0.50	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所		
			小計		円/箇所		
後片付け	箇所	円	測量技師補	0.50	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所	9	
			測量助手	0.50	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所		
			測量補助員	0.50	人/箇所 × 円/人 = 円/箇所		
			小計		円/箇所		



単価算出調書（振動調査）

細目	単位	単価	積算の基礎				NO		
機械器具損料 (レベルレコーダ 1ch)	日	円	レベルレコーダ 1ch	1.0	台/日・台 ×	円/台 =	円/日・台 建設機械等損料表 (R2)	10	
			小計				円/日・台		
機械器具損料 (レベルレコーダ 2ch)	日	円	レベルレコーダ 2ch	1.0	台/日・台 ×	円/台 =	円/日・台 建設機械等損料表 (R2)	11	
			小計				円/日・台		
機械器具損料 (振動レベル計)	日	円	振動レベル計	1.0	台/日・台 ×	円/台 =	円/日・台 建設機械等損料表 (R2)	12	
			小計				円/日・台		
交通費	式	円	直接人件費×1.91%		円 × 1.91%	=	0 円 R3.10設計業務等積算基準 P.76、77	13	
諸経費	式	円	直接業務費		円 × % =	円 R3青本 1-1-3 測量業務費の経費率を使用	14		
			※業務価格が10,000円単位となるように端数調整						
報告書作成	業務	円	技師 (A)	2.0	人/業務 ×	円/人 =	円/業務 R27 建) 土木部策定手順	15	
			技師 (B)	2.5	人/業務 ×	円/人 =	円/業務		
			技師 (C)	2.5	人/業務 ×	円/人 =	円/業務		
			小計				円/業務		
その他原価	式	円	直接人件費×α/(1-α)		円 × 53.85%	=	円 国土交通省設計業務等標準積算基準書	16	
			※α：その他原価の割合 (=35%)						
一般管理費等	式	円	業務原価×β/(1-β)		円 × 53.85%	=	円 国土交通省設計業務等標準積算基準書	17	
			※β：一般管理費等の割合 (=35%)						
			※業務価格が10,000円単位となるように端数調整						